

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産7-2 三角西港(エリア7 三池)の修復・公開活用計画(抄録)

宇城市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告 b)に基づき、平成28～29年度に「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三角西港の「修復・公開活用計画」を策定した。その抄録は次のとおりである。

1. 全体構想(ヴィジョン)

明治期の三角西港の意匠・構造を維持するために石積み等の修復を行い、「時を記憶する港～近代化とともに育まれた三角浦の暮らしと風景～」を次世代へと継承するために地域づくりと連動した公開活用を進める。

「明治日本の産業革命遺産」の「エリア7 三池」には、三池炭鉱・三池港(構成資産7-1)と三角西港(構成資産7-2)の2つの構成資産が存在する。これらの構成資産は、西洋技術の直接的導入の段階から、改良を経て産業化を達成した石炭産業の発展の過程において、相互に大きな役割を担った。

三角西港が位置する海域は、古代から現代に至るまで、天草・島原と熊本・八代平野とをつなぐ物流及び人の往来の結節点としての役割を担い続けてきた。三角西港は、三池炭鉱の出炭量増加に伴い、大型船が出入りできる港としてオランダ人建築家ムルドルが設計し、天草地域の石工の技術との融合により明治20年(1887)に完成した。単なる港湾としてではなく、排水路(排水システム)を含む都市が築かれたのであり、ゆとりのある土地区画及び道路幅員からは、当時の日本において画期的であったオランダの都市計画の知見がうかがえる。排水路等の都市基盤は現在にもその形姿・機能を継承し、地域に暮らす人々の生活を支えている。

また、石積み技術にて築造された三角西港では、蒸気船への石炭の積み込みが多くの人力に依拠したのに対し、わずか20年後に開港した三池港(福岡県大牟田市)では、機械化により飛躍的に運搬の効率が向上した。両者を対比することにより、三角西港は日本の石炭輸出の増大による急速な重工業化の過程を明確に示す構成資産であることが理解できる。

本計画において、宇城市は、地理的特質に裏付けられた港湾築造の経緯、築港に至るまでの歴史的背景のみならず、明治期から現在に至るまで往時の都市基盤の上に人々の暮らしが連綿と受け継がれてきた点をも含め、三角西港が辿った変遷・展開の過程に焦点を当て、以下の3点の下に修復・公開活用の施策を進める。



図1 「エリア7 三池」及び三角西港(構成資産7-2)の位置図

(1) 三角西港とその周囲の景観の総体的な保存・継承

三角西港の築港時を彷彿する風景を守り伝えるために、宇城市は、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の①埠頭・排水路・町割り・井戸等の意匠・形態、②背後地の地形を維持すると同時に、開発行為等を制限することにより周辺景観を保全する。

(2) 三角西港が辿った変遷・展開の経過に着目した価値の共有

地理的特質に裏付けられた港湾築造の経緯、今なお機能している排水路等の水利システムの独自性のみならず、かつて置かれた司法・行政・海運の機能の意味、埋立によって築かれた都市のスケールと都市基盤施設の継承なども視野に入れ、風景の隅々に息づく三角西港が辿った変遷・展開の過程の観点から三角西港の価値を理解することが重要である。そのため宇城市では、地域住民と来訪者がともにまちを巡ることにより、三角西港が明治期における石炭産業の発展に果たした役割とその後の時代に果たした役割の双方を体感できるよう展示・解説を行う。



図2 計画対象範囲図

(3) 人々の暮らしの持続

三角西港の保存・継承のためには、人々の暮らしが持続し、活性化することが前提となる。少子高齢化が進む三角西港の地域において、宇城市は、まちづくり及び地域主体の観光施策の推進を通じて、周辺地域を含めた地域への愛着の精神の醸成に努めるとともに、農業・漁業の振興のみならず観光産業の発展、ブランド化の推進等により新たな雇用の創出を図る。

2. 方針

全体構想(ヴィジョン)の実現に向けて、次のとおり6点の方針を設定する。

(1) 構成資産の現状把握、変遷・展開の過程の解明に向けた調査研究の推進

宇城市は、埠頭・排水路等の石積みを確実に維持するうえでの前提として、海水・風雨等による部材の劣化及び樹木の生長によるき損の状況等について、経過観察(モニタリング)を行う。

また、宇城市は、地域社会の持続性の把握を目的として、来訪者の数量・動態に関する調査、観光の実態調査、防災意識調査等を行う。

さらに、今後は石炭の貯蔵・運搬に関するルート及びそれらの施設の位置に関する検証、地域に所在する未調査の関連資源に関する調査、文献資料の調査等、三角西港が辿った変遷・展開の過程に対する理解を深めるための調査も行う。

(2) 埠頭・排水路等の石積みの確実な維持・修復

宇城市は、埠頭・排水路等の石積みについて経過観察を行いつつ、日常的な維持補修を行い、顕著なき損箇所又は崩壊の危険性が高い個所を確認した場合には解体修復を行う。特に、生長した樹木の根が石積みの孕み・緩みの原因となっている場合には伐採・移植を行う。

港湾都市機能を含んだ景観は、石積み構造物の保存に間接的に影響しているため、維持管理に配慮する。

(3) 緩衝地帯を含めた背後地の地形・樹叢の維持

三角西港の背後地は、築港に際して海岸を埋め立てるための土砂の供給地となった場所であり、現集落の埋立地と対比することにより、築港に係る地形造成の経緯を知ることができる重要な役割を持つ。したがって、宇城市は、背後地の樹叢に覆われた傾斜面の地形等を維持すると同時に、現集落の良好な景観形成のための諸施策を実施する。さらに、現状で確保されている後背地及び対岸の眺望と視点場を管理し、常に認知できる状態を維持する。また、現集落の良好な景観の維持のために、地域住民との協働により建築物その他の工作物の修景を行うとともに来訪者も参加できる清掃活動等の景観保全の仕組みを導入する。

(4) 世界遺産の構成資産としての三角西港を理解するための展示・解説の推進

「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値、その中における三角西港の位置付けを中心として、港湾都市の構成要素である各施設の歴史的な役割も含め、来訪者に対して包括的かつ効果的な情報提供を行うために、宇城市は、浦島屋・龍驤館などのガイドンスセンター(情報発信拠点)及び往時の建築物等を活用して適所にサテライト施設を開設する。

各施設では、港湾都市の形成過程等に関する調査研究の進展を踏まえた丁寧な解説を行うとともに、ガイドツアーの実施や案内・解説施設の充実等により、埠頭・排水路と街区とのつながり及び背後地を含めたまちの空間的な成り立ち・スケールを体感できるよう情報伝達に努める。

また、「エリア7 三池」内の構成資産間において連携した展示・解説を行い、「明治日本の産業革命遺産」及びエリア全体の価値に関する地域ワークショップを定期的を開催する。

(5) 地域住民と来訪者との交流拠点としての文化的資源の活用

宇城市は、JR三角駅・三角東港の周辺地域及び対岸の上天草市・天草地域なども含めた広域での観光連携を視野に入れ、天草地域への玄関口としての情報発信等を行う。また、地域の歴史・文化・観光交流の拠点としてのみならず、学校教育及び高齢者の生涯学習の場としての役割も果たせるように、多言語解説及び音声解説の導入、子どもガイドワークショップの継続等を行う。

宇城市は、西洋技術の導入による築港の始まりから完成期に至るまでのストーリーに基づき、「明治日本の産業革命遺産」の「エリア7 三池」に属する荒尾市・大牟田市と広報・PR及びガイド等のサービス向上面での緊密な連携を図る。また、他の構成資産が所在する地方公共団体とも連携し、イベント及びツアーの実施、広報活動等の施策を推進する。

(6) 地域に根差した遺産としての持続的な事業推進とその体制の構築

良好な住環境を維持・創出するため、宇城市は、空き家と遊休地を休憩・解説施設として活用する。また、安全・安心のまちづくりに向けた対策を講ずる。さらに、地域住民・来訪者・関係者の三者間での意識共有及び協働を進めるために、宇城市は、現在定期的に開催されている地域ワークショップを継続し、地域住民による日常的な清掃、地域団体及び有志による清掃活動などを支援する。

宇城市では、世界遺産交流促進本部を中心として、関係部局間の横断的な連携により事業を推進する。特に、災害時等における迅速な対応に向けた管理連絡体制を充実させる。

3. 方法

(1) 調査研究

ア. 三角西港の確実な保存に向けた調査研究

宇城市は、埠頭・排水路・背後地等の個々の構成要素のみならず、緩衝地帯を含む周辺景観の全体を対象として、各々の特質に応じたモニタリング・カルテを作成し、経過観察(モニタリング)を行う。経過観察は年1回を目途に行い、き損等の程度により修復等の方法・時期を精査する。

埠頭・排水路等の石積みに顕著な孕み・緩みが見られる箇所については、石材の挙動量把握調査を行い、その結果分析を踏まえ解体修復に備える。同時に、石積みの不安定化の原因を把握するための調査、石材の劣化・風化の要因を把握するための調査、石材の供給地に関する調査を行うほか、旧三角海運倉庫を中心とする建築物の耐震補強に向けた調査も行う。

イ. 三角西港を支える地域社会の持続性に関する調査研究

将来にわたって三角西港を支える地域社会の動態を把握するため、宇城市は地区内の世帯調査等を行う。受入可能な来訪者数の上限設定も視野に入れつつ、地域社会における今後の来訪者の受入体制を検討するために、来訪者数の調査を行う。

ウ. 三角西港が辿った変遷・展開の過程の解明に向けた調査研究

明治期の石炭産業の発展に果たした三角西港の役割をより明確化するため、宇城市は三池炭の採炭・運搬・輸出等に関する文献資料等の収集を行う。また、三角西港が辿った変遷・展開の過程をさらに解明するため、明治期の港湾・都市構造に注目するのみならず、その前後の時代も視野に入れた流通往来の地としての観点からの調査研究を行う。

(2) 埠頭・排水路等の修復

ア. モニタリングによる優先度の設定

モニタリング・カルテによる定期的な経過観察においてき損等が発見された場合、災害等によってき損等が生じた場合、石材の挙動量把握調査により崩壊の危険が高いと判断された場合には、宇城市が専門家による詳細調査を実施し、表1のとおりき損等の状況に応じた4段階からなる優先度にしたがって、適切な修復対策を講ずる。

	優先度	き損等の状況	対応方針※
A	早急な対策が必要である	・構成資産に損壊を発生させている。	・直ちに修復等の対策を行う。
B	経過観察を行う必要がある	・構成資産への影響がみられるが、損壊には至っていない。 ・構成資産に隣接しており、将来的にき損を派生させる可能性がある。	・モニタリングによる経過観察(石組の隆起、樹木の生長の度合い等)を行い、今後構成資産のき損を発生させる可能性が高いと判断された場合に修復等の措置を行う。
C	今後、構成資産へき損を発生させる可能性は低い	・構成資産から離れている等、影響を及ぼす可能性が低い。	・モニタリングによる経過観察を引き続き行っていく。
その他	定期的な管理作業が必要となる	・排水路に草本類が繁茂している等、維持管理上の問題で資産の保存活用に影響を及ぼしている。	・排水路に繁茂する草本類の除草を定期的に行う等、修景的な作業を行う。

表1 優先度の設定

イ. 修復等の方法

経過観察の結果、埠頭・排水路の石積みにき損が発見された場合には、宇城市が、記録図面及び写真に基づき石積みの解体・積み直しを行う。また、樹木の生長等により孕み・緩みが見られる場合には、拡大防止のために樹木の撤去・移植を行い、その後の養生を行う。

同時に宇城市は、旧三角海運倉庫を中心とする建築物のき損又は経年劣化した箇所について修復を行う。修復に際しては、可能な限り部材・工法の維持を目指すこととする。

登録範囲内は全て宇城市景観計画における三角西港文化的景観形成地区に指定されており、具体的に修復を要する箇所はない。今後とも、地区内に既存の建築物の規模を超える開発行為等を制限することにより、既存の町割りの消失を防止し、埠頭から展望した場合の背後地のスカイラインを維持する。

(3) 修景・保全

ア. 修景・景観改善のための調整・意識共有

計画対象地では、宇城市景観計画に基づく三角西港文化的景観地区への指定により、開発行為が制限されている。その実効性を高めるため、目指すべき景観像の共有、届出対象行為を行う際の届出の徹底等、庁内の関係部署及び国・熊本県の関係部局並びに地域住民との意識共有の場を設ける。

イ. 景観誘導のための制度の活用

宇城市景観計画では、公共事業又は民間事業の実施主体である行政又は市民等に対して、景観形成上の助言・指摘を行える景観アドバイザーの制度を定めている。宇城市は、景観アドバイザーを招聘し、3者間の情報共有・意思疎通のために定期的に協議を行う。また、宇城市は、文化財未指定の歴史的建造物等の調査結果に基づき、景観重要建造物に指定することにより保存を図る。同時に、宇城市は、重要文化的景観の重要な構成要素として位置づけられている国道57号を景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、無電柱化等の景観改善に努める。

国土交通省は、通学路及び来訪者通路としての安全性を確保するために、世界遺産登録範囲の東端からさらに東方の区域において、背後地の法面の小規模な切削により既設歩道を拡幅し、景観に馴染んだ修景を行う。

ウ. 樹木の管理

背後地の高所は三角西港の立地を確認できる視点場としての役割を持つ。そのため、宇城市は背後地に埠頭・海域を眺望できる視点場を設けており(図3)、案内板による誘導を実施している。経過観察(モニタリング)により眺望が阻害される可能性がある場合には通視線上の樹木の伐採・剪定を行う。

また、海上の定期船上及び対岸の集落・沿道からの三角西港と背後地に対する眺望は、築港時の地形造成の経緯を理解するうえで重要な効果を持つことから、背後地の地形・樹叢及び集落の景観維持にも配慮する。

エ. 修景等による景観の創出

国道沿い・後方水路沿い等の来訪者が多く訪れる空間では、世界遺産としての品格のある景観の創出、地域住民・来訪者

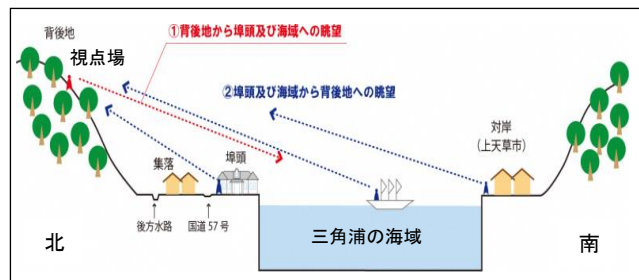


図3 視点場と眺望対象の考え方

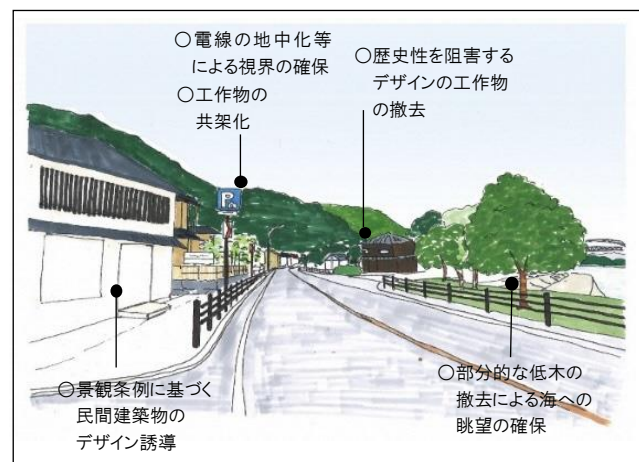


図4 修景のイメージ

の安全確保を目指し、宇城市及び関係機関が中心となって、電柱・電線の地中化・共架化により背後地及び海面等の周辺地域への眺望を改善し、空地の緑化による街並みの連続性の確保、舗装の高質化等に取り組む(図4)。

(4) 公開活用

ア. 地区区分(ゾーニング)

三角西港の価値を解説する観点及びそれらを表す構成要素の分布状況、対象地の現況等をもとに、計画対象地を6つの地区(ゾーン)に区分し、性質に応じた公開活用の方法を定める(図5)。



図5 地区区分(ゾーニング)

イ. 動線計画

車両による来訪者に対しては、三角西港の南東約2.5kmに位置するJR三角駅及び三角東港周辺の駐車場の活用、民間の周回バスの利用促進を図る。また、海上からの展望は三角西港と背後地との景観的対比により築港の地形造成の経緯を理解するうえで有効であるため、熊本県は駐車場東端の浮棧橋を活用した船による来訪者動線を設定する。

宇城市は、来訪者が構成資産内の港湾散策ゾーン及びガイダンスゾーンを徒歩で巡ることができるよう回遊ルートを設置する。同時に、ルート上では、ガイダンスゾーン内のガイダンスセンターに待機する案内ガイドの下に、住宅地の背後の排水路、山中の視点場などへの来訪を促す(図6)。

案内ガイドによるルートは、顕著な普遍的価値の証明に貢献する埠頭・排水路等の施設を中心として、地区区分(ゾーニング)を念頭に置きつつ、港湾都市を構成する建築物等の分布の状況を踏まえて設定する。ガイドは、ルート上の主要な場所において世界遺産としての共通テーマに基づく解説を行い、三角西港の全体像及び23の構成資産における位置付けに係る理解を促進する。

ウ. 修景・樹木植栽

宇城市は、美観・緑陰を形成する樹木等、三角西港の景観を形成する上で重要な樹木を対象として、石積み・建築物等の構成要素及び地域住民の生活に悪影響を及ぼさない範囲で維持する。

エ. 案内・解説施設等

動線計画で定めたガイドルートを中心として誘導・解説を行うため、宇城市は、総合案内板をはじめ、各構成要素の解説板・名称板、誘導標識・注意喚起標識等を適所に設置する。今後更新する案内板・解説板・標識等は、4ヶ国語(日本語・英語・中国語・韓国語)による表記に改める。

オ. 管理施設・便益施設

宇城市は、既存のトイレ・ベンチ・休憩施設等の利用状況及び三角西港全体の活用状況等を定期的に確認したうえで、必要に応じて既存施設の更新又は撤去を行う。来訪者調査の結果、利用状況に比して不足する便益施設がある場合には、新設等の検討を行う。

また、イベント開催時に発生する駐車場不足を解消し、緩衝地帯東側に位置する浮棧橋から三角

西港へのアクセスを活性化するという2つの課題に対処するため、熊本県は三角西港の東端に隣接して国道57号沿いに駐車場を含む「緑地広場整備事業」を実施する(別紙参照)。

カ. 公開・活用施設

宇城市では、屋内展示・情報発信は既存施設を活用して行うこととし、新たな施設を建設しないこととする。既存施設を再利用する際には、世界遺産と三角西港の位置付けを主軸としつつ、三角浦全体が語る文化的景観の観点も含めたテーマ設定の下に、各施設における展示・解説の役割分担を明確化する。ガイドランスセンターとしての浦島屋・龍驤館、サテライト施設としての個々の建築物の2種類に区分し、各々の性質・規模に応じてガイド・展示等の解説・情報発信の手法に変化を持たせ、来訪者の休憩施設としての役割にも強弱を付けることとする(図6)。

4. 事業の実施

(1) 実施事業項目の優先順位

修復・公開活用の具体的な事業項目及び実施スケジュールは、表2に示すとおりである。

平成29年度～平成34年度までの短期において、宇城市は、埠頭・排水路等の構成要素の劣化・き損した箇所を補修、地域住民の生活上の安全性・利便性の確保など、喫緊の課題解決のための事業を実施する。また、来訪者の理解増進を図るため、ガイドランスセンター及びサテライト施設における展示等を充実させる。なお、宇城市市内で構成する「宇城市世界遺産交流促進本部」は、今後の管理運営体制の確立及び強化に向け、地域代表者・管理者・事業者等で組織する地域代表者連絡会議(「西港会議」)において定期的に要望等に係る意見聴取を行い、関係部局間で緊密な連携及び効果的な事業遂行に努める。宇城市は、観光地域づくりを担う多様な関係者による宇城市三角地区観光マーケティング委員会を設置し、日本版 DMO(観光地域づくりを担う法人)設立の促進を図る。設立後には、連携による多様な人材、知識及び情報を取り込み、地域一体となった三角西港地区の魅力的な観光づくり及び活性化を図る。

(2) 実施スケジュールの見直し

短期の終了後10年の中期において、宇城市は短期において完了できなかった事業等に着手するとともに、定期的な経過観察(モニタリング)により明確となったき損・劣化箇所の修復等を行う。また、短期において充実化を図ってきた地域組織の成熟度及び来訪者受入れの施策の進捗度を考慮し、ガイドランス施設等の内容のさらなる充実を図る。

計画策定後16年以降に当たる長期においては、宇城市は、それまでの事業の進捗等に鑑み、必要に応じて事業工程等の見直しを行う。

短期～長期に行う各事業に加え、宇城市は、施設の維持管理及び構成要素のき損等の状況を確認するための経過観察(モニタリング)を継続的に実施する。経過観察(モニタリング)は年1回を目途に行い、き損等の程度により修復等の方法・時期を精査し実施する。また、地域住民の意向等を把握するための地域座談会及び子どもガイドワークショップ等の教育機関との連携プログラムについても継続して行う。

(3) その他

基本的には、所有者・管理者及び各施設を借用して事業運営をする個人・団体・公的機関が、それぞれ事業に合わせて財源を確保する。構成要素の修復等に関しては文化財の保存に係る補助制度を活用し、その他の事業については事業内容に応じて各種補助制度を活用することにより財源を確保することとしている。

構成資産の修復等に関しては、世界文化遺産登録後の平成28年度からの2ヶ年において各種補助制度を活用しつつ必要な財源※を確保し対応してきており、今後ともこれまでと同様に関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、事業を確実に実施したいと考えている。

※平成28年度(決算)は約11百万円(計画策定、旧宇土郡役所改修設計、後方水路及び東排水路浚渫、公開活用に係る経費を含む。)、平成29年度(予算)は約28百万円(計画策定、構成要素

旧宇土郡役所改修工事、後方水路浚渫、記念銘設置、公開活用に係る経費を含む。)、いずれも維持管理経費は含まない。

区分	項目	短期						中期	長期
		H29	H30	H31	H32	H33	H34	計画策定後6年～15年	計画策定後16年以降
調査研究	モニタリング								
	関連の文献資料の収集・調査								
	三池炭の輸出に関する文献資料収集、関連施設調査								
	三角西港地区の世帯調査								
	来訪者調査								
修復	き損等の修復								
施設整備	案内・解説施設等の更新								
	各施設のガイダンス機能の充実								
	「明治日本の産業革命遺産」共通展示新設								
	管理・便益施設の維持管理								
	駐車場の維持管理								
	回遊ルートの設置								
保存管理体制の構築	庁内組織の確立								
	開発行為に対する確認体制の構築								
	地域住民組織の確立								
	地域による清掃活動等								
住環境の保全	来訪者へ向けた周知・啓発の施策								
	空き家・遊休地の調査								
	空き家・遊休地の活用								
	地域座談会の実施								
	教育機関との連携、地域イベントの開催								
緩衝地帯及び広域連携	三角東港との連携プログラムの運用								
	「緑地広場整備事業」及び維持管理								
	エリア7 三池の他の構成資産との連携								
	熊本県内の観光資源との連携								
	DMO(観光地域づくりを担う法人)との連携								

新規 継続

表2 事業実施スケジュール

三角西港の基本計画図は、図6に示すとおりである。

